平成２８年(2016年)８月１０日

姫路市長　石見　利勝　　様

姫路市個人情報保護審議会
会長　菅　尾　英　文

公園内防犯カメラによる画像記録に伴う個人情報の収集制限等に関する意見について（答申）

平成２８年７月４日付で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

１　個人情報の収集制限に関する例外（姫路市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第８条第２項第６号）の該当性

⑴　市が設置する公共施設の管理及び利用に関する安全の確保は、管理責任者である市の責務です。しかし、公園施設に対するいたずらや器物損壊などの被害が増加し、対応に苦慮する状況となっています。

市が悪質な行為者を特定し、改善の指示を行うため、行為者の特定や悪質な行為の事実確認を目的として、公園内の一定の場所を撮影し、映像を記録することは、公園を維持管理するうえで必要なものと考えられます。

⑵　防犯カメラにより公園内の一定の場所を撮影することは、不特定多数の個人情報を記録するため、撮影された映像には厳重な個人情報の保護対策が求められます。この点については、次のとおり取り扱うこととされており、適切な保護対策が講じられていると考えられます。

ア　画像は、防犯カメラ内部の記録媒体に保存される。

イ　記画録媒体は、防犯カメラ本体の鍵により保護される。

ウ　保護媒体に記録された映像は、パスワードにより保護される。

エ　映像の保存期間は最長でも１４日以内とし、保存期間経過後は新たな画像が上書きされ、古い映像は順次消去される。

オ　映像確認が必要と判断した場合、管理責任者が指定した取扱担当者が記録媒体を取り出して、パソコンで確認する。

カ　悪質な行為の画像の保存期間は、1年以内の必要最小限度の期間とする。

キ　映像を記録した記録媒体やパソコンは、管理責任者や取扱担当者以外の者による操作や盗難防止のため、保護された場所で厳重に保管する。

⑶　以上のことから、公園を良好な状態で維持管理するため、目的を明確にし、必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により、防犯カメラを設置し録画する

ことは公益上必要であると認められます。

2　本人通知に関する意見（規則第４条第１項第２号）の該当性

条例第８条第３項に規定する本人への通知については、防犯カメラで撮影するだけでは、氏名を特定できないこと、さらに、撮影場所において防犯カメラにより撮影中である旨を表示することにより、その必要はないものと解されます。

3　個人情報の外部提供の例外（条例第９条第１項第２号及び第６号）の該当性

⑴　悪質な行為を告発する際の外部提供について

刑事訴訟法第２３９条第２項には「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と定められており、犯罪の告発を公務員に義務づけています。告発の際には、撮影した映像を捜査機関に提供する必要があります。このような個人情報の外部提供は、刑事訴訟法第２３９条第２項の趣旨からしても許容され、条例第９条第１項第２号にいう「法令の定めがあるとき」に該当すると解されます。また、条例同条同項第６号にいう「公益上の必要があると認められるとき」にも該当すると解されます。

⑵　捜査機関からの照会に対する外部提供について

刑事訴訟法第１９７条第２項には、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と定められており、条例第９条第１項第２号の「法令の定めがあるとき」に該当しますが、外部提供を義務付けた法令の規定ではありません。

このため、捜査機関への提供については、収集した映像を提供しなければ当該捜査の目的を達成することが著しく困難な場合において、かつ提供する個人情報の内容、捜査の目的その他の事情から判断して、本人の権利を不当に侵害する恐れがない限りにおいて、認められるものとします。

4　審議会からの意見等

⑴　実施機関は、公園への防犯カメラの設置に先立ち、市広報紙やホームページ等の広報媒体により市民等に対して事前に周知を図るなどの措置を講じることを求めます。

⑵　今後、公共施設に対する防犯カメラの設置については、本件事案と同様に適切な個人情報の保護措置と事前周知の徹底を図ることを条件として、審議会の意見を聴かずに設置及び本人通知の省略を行ってもよいこととします。